

## ○性別等による差別的取扱い等の禁止に関する規則

(制定 平成13年1月15日規則第1号)

改正 全部改正 平成14年3月12日規則第16号  
改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正  
改正 平成20年6月11日規則第33号  
改正 平成30年6月11日規則第5号  
改正 令和5年3月28日規則第6号

全部改正 平成18年12月11日規則第48号  
改正 平成19年3月26日 規則第19号  
改正 平成27年3月25日規則第37号  
改正 令和元年9月10日規則第20号

### (目的)

第1条 この規則は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 日本国憲法が規定する両性の本質的平等及び法の下での平等並びに個人の尊重を基本的理念として、本会の弁護士会員、準会員、外国法事務弁護士特別会員(以下「弁護士会員等」という。)及び雇用、嘱託、出向、派遣、業務委託その他勤務形態のいかんを問わず本会に勤務する者(その者が弁護士会員、準会員又は外国法事務弁護士特別会員である場合を含む。以下「勤務者」という。)が性別等による差別的取扱いをすることを禁止し、もって、各人が対等な構成員として、法曹界のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保すること。
- (2) セクシュアル・ハラスメントが基本的人権を侵害する行為であることにかんがみ、本会の活動又は職務に関連してセクシュアル・ハラスメントが行われることを禁止し、もって、本会内の良好な環境並びに本会及び弁護士会員等の品位及び信用を維持確保すること。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性別等による差別的取扱い 生物学的若しくは社会的な性差又は性的指向若しくは性自認を理由とする差別的取扱いをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な関心や欲求に基づく言動(性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。)をいう。

### (差別的取扱い等の禁止)

第3条 弁護士会員等及び勤務者は、本会の活動又は職務に関連して、性別等による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント(以下「差別的取扱い等」という。)をしてはならない。

### (差別的取扱い等に関する相談)

第4条 弁護士会員等又は勤務者により、本会の活動又は職務に関連して差別的取扱い等を受けた者又は差別的取扱い等に関し質問がある者は、第8条の相談員に対して相談することができる。

- 2 本会は、勤務者が差別的取扱い等に対し抗議し、又は拒否したこと、前項の相談をしたこと、第11条第3項の調査に協力したこと等差別的取扱い等に対する正当な対応をしたことを理由として、給与、任用の取扱いその他の勤務条件に関していかなる不利益も与えてはならない。
- 3 弁護士会員等は、その雇用する者(その者が弁護士会員、準会員又は外国法事務弁護士特別会員である場合を含む。)が、差別的取扱い等に対して抗議し、又は拒否したこと、第1項に規定する相談をしたこと、第11条第3項の調査に協力したこと等差別的取扱い等に対する正当な対応をしたことを理由として、給与、任用の取扱いその他の勤務条件に関していかなる不利益も与えてはならない。

(差別的取扱い等の禁止に関する指針)

第5条 会長は、弁護士会員等又は勤務者による性別等による差別的取扱いを未然に防止するため、弁護士会員等及び勤務者が認識すべき事項に関する指針を作成し、これを弁護士会員等及び勤務者に周知させるように努めなければならない。

- 2 会長は、弁護士会員等又は勤務者によるセクシュアル・ハラスメントの発生を防止するため、弁護士会員等及び勤務者が認識すべき事項に関する指針を作成し、これを弁護士会員等及び勤務者に周知させるように努めなければならない。

(本会における会長、副会長及び監督者の役割)

第6条 会長、副会長、事務局長、事務局次長、各課の課長その他の本会における勤務者を監督する立場にある者は、勤務者を指導して本会の職場における差別的取扱い等を未然に防止し、かつ、これに起因する問題の迅速な処理にあたらなければならない。

- 2 会長及び副会長は、司法修習委員会及び法律相談センター運営委員会の委員を指導して司法修習及び法律相談の過程における差別的取扱い等を未然に防止し、かつ、差別的取扱い等に起因する問題の迅速な処理にあたらなければならない。
- 3 第1項の本会における勤務者を監督する立場にある者は、その役職に就いたときは、速やかに、差別的取扱い等の防止に関する研修を受けなければならない。

(研修)

第7条 会長は、本会が会員研修を実施する際に、差別的取扱い等の防止に関する事項を適宜含めるものとする。

- 2 会長は、本会が職員研修を実施する際に、差別的取扱い等の防止に関する事項を含めるように努めなければならない。
- 3 会長は、本会に新たに採用された職員に対しては、差別的取扱い等の防止に関する研修を受けることを義務付けるものとする。

(相談員)

第8条 会長は、差別的取扱い等に関する相談を受ける者(以下「相談員」という。)として、次の各号により合計8人以上を指名し、その名簿を作成して、これを弁護士会員等、勤務者、司法修習生、法律相談の相談者その他の関係者に周知させるものとする。

- (1) 会長及び副会長から2人以上
  - (2) 全ての性の平等に関する委員会の委員から2人以上
  - (3) 本会職員から2人以上
  - (4) 弁護士会員等及び職員以外の有識者から2人以上
- 2 相談員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。  
(相談員の任務)

第9条 相談員は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 差別的取扱い等に関する相談に応じること。
  - (2) 次の場合に第11条に定める調査委員会を招集すること。
    - ア 相談者が調査を希望するとき。
    - イ 差別的取扱い等に関する相談の内容が重大であって、調査する必要があると相談員が判断したとき。
- 2 相談員は、前項第2号アの場合には希望の申出を受けた日から、同号イの場合には当該判断をした日から、いずれも2週間以内に調査委員会を招集しなければならない。  
(相談に関する手続及び指針)

第10条 会長は、相談員による相談の手続を定め、かつ、相談に当たり留意すべき事項に関する指針を作成しなければならない。

- 2 相談員は、前項の手続及び指針に従って相談に応じる。  
(調査委員会)

第11条 調査委員会は、相談ごとに、当該相談を受けた相談員以外の相談員全員で構成する。

- 2 調査委員会は、相談ごとに、互選により委員長1人を選任する。
- 3 調査委員会は、差別的取扱い等を受けたとする者及び差別的取扱い等を行ったとされる弁護士会員等又は勤務者若しくはその上司等関係者に対し、事情聴取等の方法による事実確認その他の調査を行うとともに、当該関係者に対し、差別的取扱い等に起因する問題の解決のための指導、助言、あっせんその他の措置を行うことができるものとする。  
(調査等に関する手続及び指針)

第12条 会長は、前条第3項に規定する調査委員会による調査及び措置に関する手続を定め、かつ、調査に当たり留意すべき事項に関する指針を作成しなければならない。

- 2 調査委員会は、前項の手続及び指針に従って調査を行う。  
(プライバシー等の配慮)

第13条 相談員は、第4条第1項に規定する相談を受けたときは、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、真摯かつ迅速に対応しなければならない。

- 2 相談員は、会長、他の相談員又は調査委員会との対応協議その他正当な理由がある場合のほか、第4条第1項に規定する相談への対応の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(記録及び記録の保管)

第14条 相談員は、相談を受けたときは、相談内容及び回答を書面に記録する。

- 2 調査委員会は、調査、事実確認、指導、助言、あっせんその他の措置を行った場合は、その内容を書面に記録する。
- 3 前2項の書面は、会長がこれを保管し、懲戒手続において使用する場合その他正当な理由がある場合のほか、何人も閲覧できないものとする。

#### 附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成13年1月19日 日本弁護士連合会承認)

(平成13年1月25日 公示)

#### 附 則(全部改正 平成14年3月12日規則第16号)

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成14年4月1日から施行する。

(平成14年3月15日 日本弁護士連合会承認)

(平成14年3月25日 公示)

#### 附 則(全部改正 平成18年12月11日規則第48号)

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成19年1月18日 日本弁護士連合会承認)

(平成19年3月1日 公示)

#### 附 則(改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正)

この改正規定は、公示の日から施行する。

(平成19年4月2日 公示)

#### 附 則(改正 平成19年3月26日 規則第19号)

第12条の見出し及び第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成19年4月19日 日本弁護士連合会承認)

(平成19年4月27日 公示)

#### 附 則(改正 平成20年6月11日規則第33号)

1 第8条第2項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成20年7月1日から施行する。

2 この改正規定の施行の際、現に相談員となっている者の任期については、平成21年3月末日までとする。

(平成20年6月19日 日本弁護士連合会承認)

(平成20年6月30日 公示)

附 則(改正 平成27年3月25日規則第37号)

第1条第1号及び第4条第3項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成26年法律第29号)の施行の日から施行する。

(平成27年8月20日 日本弁護士連合会)

(平成27年9月20日 公示)

附 則(改正 平成30年6月11日規則第5号)

第6条第1項及び第3項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成30年7月12日 日本弁護士連合会承認)

(平成30年7月27日 公示)

附 則(改正 令和元年9月10日規則第20号)

題名、第1条から第3条まで及び第5条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(令和元年10月15日 日本弁護士連合会承認)

(令和元年11月1日 公示)

附 則(改正 令和5年3月28日規則第6号)

第8条第1項第2号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(令和5年5月11日 日本弁護士連合会承認)

(令和5年5月31日 公示)